

令和2年11月3日

日本臨床工学技士教育施設協議会

調査報告：臨床工学技士法 第14条2号・3号養成施設について
《主な設立趣意、入学者出身別実態と推移、等》

1. 主な設立趣意

最初の開校は、第14条2号校が1994年（平成6年）、東京で夜間2年課程（40名定員）として、第14条3号校が、2001年（平成13年）に東京で夜間2年課程（40名定員）となる。

〔14条2号について〕

- ✓ 広報戦略として、夜間開講であれば、昼間に働いている社会人や医療系有資格者を取得しやすい。
- ✓ 夜間開設した養成校のほとんどは、すでに法14条第1号で昼間部3年課程（3,000時間）を設置しており、昼間部は、90～100分授業を4～5コマ/日、月～土まで実施していた。そこで、2号（2,115時間）は1年以上という設定のため、90～100分授業2コマを月～土、夜間2年間で実施するのが社会通念上適切と考えた。
- ✓ 14条2号校に入学するために必要な厚生労働大臣が指定する科目の取得は、当初、入学希望者の出身校（看護師や臨床検査技師の養成校、大学等）で取得することが要求されていたため、定員40名を充足している課程は少なかった。その後、臨床工学技士教育施設協議会の働きかけにより放送大学、その他大学等での科目取得も認められるようになり、14条2号校の設置も増加傾向となった。
- ✓ 入学条件の緩和後入学者は増加したが、入学を希望する大学生、社会人並びに有資格者から昼間1年間であれば入学したいという多数意見が出されたことで昼間部1年課程を開講する養成課程が増加した。
- ✓ 法14条第2号で昼間部1年課程として開講した養成課程は上記経緯の他、3年制の臨床検査技師養成課程を養成している学校が、都道府県の職能団体（臨床工学技士、臨床検査技師）等関係団体から意見徴収し開設の必要性が認められた結果、開学に繋げてきた。
- ✓ 昼間部1年課程養成のメリットは、一人の医療人が他職種の基礎知識や臨床工学業務に関わる知識を身につけることで、臨床工学技士法第39条にも述べられている、「チーム医療に貢献できる幅広い人材の養成が可能」にあると考え、開校した施設が多い。

〔14条3号について〕

- ✓ 昼間部1年課程の養成校広報戦略としては、14条2号とに医療系職種などからの1年課程での養成、及び医療現場からのニーズがあったことに加え、工学系大学等の出身者にとって、工学系の基礎知識を持った上で、医療・医学に関わる教育を行うことで、医療機器や治療技術の進歩に対応できる医療従事者を養成できると考えていた。また、社会人経験者においては、将来医療現場でのリーダーとなり得る資質を持った人材を育成することが可能であると考えられた。
- ✓ 法14条3号は、現在1校（東京、40名）のみとなっている。開設当時（2001年）、すでに法14条2号の養成課程は6施設あり、入学資格の指定科目が少なく（2号の8科目に対し、3号は4科目）、工学系出身者でも入学可能な臨床工学技士養成を目指すこととして開学した。
- ✓ 法14条2号の養成課程（昼間部1年課程）では、授業時間の制約上から免除科目（入学時の指定科目）を考慮して医療系科目と工学系科目を裏表で講義・開講せざるを得ない場合が想定されるが、3号校の場合は、夜間でも16時20分から90分授業を3コマ、月～土で開講することにより、医療系・工学系出身の別に関わらず、すべての科目を2年間で受講できる時間割で、基礎専門科目、専門科目を

受講できる環境ができることがメリットとして考えられた。

- ✓ 開設当初は、工学系（電気・電子系、機械工学、生体工学等）出身者が多かったが、他14条2号校の養成課程数の減少に伴い、医療関係者の学生が増加すると共に、文化系大学の出身者も増加傾向にあるのが現状である。

2. 入学者出身別の推移と実態

以下、現在14条2号、及び14条3号で養成している施設より情報提供して頂いた内容から抜粋し、入学者出身別〔医療系出身、工学系出身、等〕の状況を示す。

昼間部1年専攻科 A (14条2号：昼間部に14条1号養成)		
[2003～2019年]		
医療系 出身者	看護系	13.2%
	臨床検査系	13.8%
	その他 (放射線・リハビリ等)	4.1%
	医療系 計	31.1%
工学系 出身者	大学院	1.2%
	大 学	53.6%
	短期大学等	12.0%
	高等専門学校	2.1%
	工学系 計	68.9%

昼間部1年専攻科 B (14条2号：昼間部に臨検養成)	
[1998～2020年]	
医療系 出身者	75.9%
工学系 出身者	24.1%

夜間部2年専攻科 C (14条3号：昼間部に14条1号養成)	
[2001～2020年]	
医療系 出身者	23.6%
工学系 出身者	67.6%
その他 出身者	8.8%

3. 今後の専攻科課程の養成について

今後は労働人口（18才人口）の減少が考えられ、複数の資格を持った医療従事者が必要になると考えられる。特に臨床工学技士は受験資格がある医療従事者（看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士など）にとっては1年間で取得可能な資格である。診療放射線技師を持つ臨床工学技士が心臓カテーテル室で業務するメリット、理学療法士持つ臨床工学技士が呼吸リハビリテーションをするメリットなど、専攻科で養成需用は今後多様化していくと考える。これまでも臨床工学技士養成課程では、景気の悪化により入学者数が増加する傾向が見られている。コロナ渦での将来の影響のみならず、今後の2025年問題など社会状況を踏まえると、他医療職種や工学技術基盤を有している人材らが、ある一定の割合で臨床工学技士資格を目指すことが予想されるため、14条2号、及び3号の養成課程を持つ臨床工学技士養成は、今後の医療技術を担う人材育成の場として貴重な存在であると考えられる。

以上